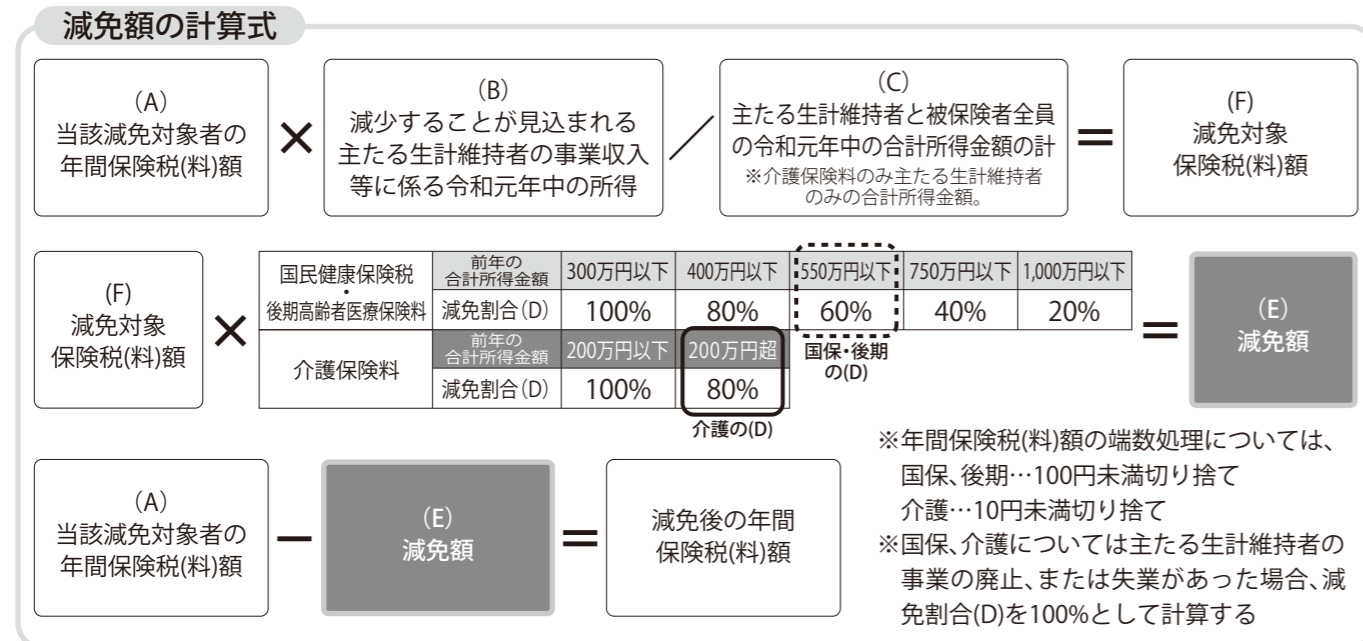


「(2)収入額の減少による減免」の減免額の算出方法



減免額の計算例

	年齢	令和2年度保険税(料)額(A)			令和元年中の収入(所得)	令和2年中の収入(見込)
		国保	介護	後期		
北斗太郎(世帯主)	42歳	629,700円	無し	無し	事業収入400万円(所得300万円)(B) 給与収入180万円(所得108万円)	事業収入270万円 ↑30%以上減収 給与収入150万円
北斗夏子	41歳		無し	無し	給与収入103万円(所得 38万円)	給与収入 80万円
北斗花子	77歳	無し	79,200円	52,000円	年金収入140万円(所得 20万円)	年金収入140万円

●国民健康保険税

対象者 北斗太郎

1.減免対象保険料額の算出
 $629,700円(A) \times \frac{300万円(B)}{446万円(C)ア} = 423,566円(F)$
 (C)ア…太郎と夏子の合計所得金額の計:446万円

2.減免額の算出
 $423,566円(F) \times 60\%(D) = 254,140円(E)$

3.減免後の年間保険料額の算出
 $629,700円(A) - 254,140円(E) = 375,560円$

4.端数処理後の年間保険料額 **375,500円**

●後期高齢者医療保険料

対象者 北斗花子 (生計維持者の太郎が減収したため対象となる。)

1.減免対象保険料額の算出
 $52,000円(A) \times \frac{300万円(B)}{428万円(C)イ} = 36,449円(F)$
 (C)イ…太郎と花子の合計所得金額の計:428万円

2.減免額の算出
 $36,449円(F) \times 60\%(D) = 21,870円(E)$

3.減免後の年間保険料額の算出
 $52,000円(A) - 21,870円(E) = 30,130円$

4.端数処理後の年間保険料額 **30,100円**

●介護保険料

対象者 北斗花子 (生計維持者の太郎が減収したため対象となる。)

1.減免対象保険料額の算出
 $79,200円(A) \times \frac{300万円(B)}{408万円(C)ウ} = 58,236円(F)$
 (C)ウ…太郎の合計所得金額:408万円

2.減免額の算出
 $58,236円(F) \times 80\%(D) = 46,589円(E)$

3.減免後の年間保険料額の算出
 $79,200円(A) - 46,589円(E) = 32,611円$

4.端数処理後の年間保険料額 **32,610円**

新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度について

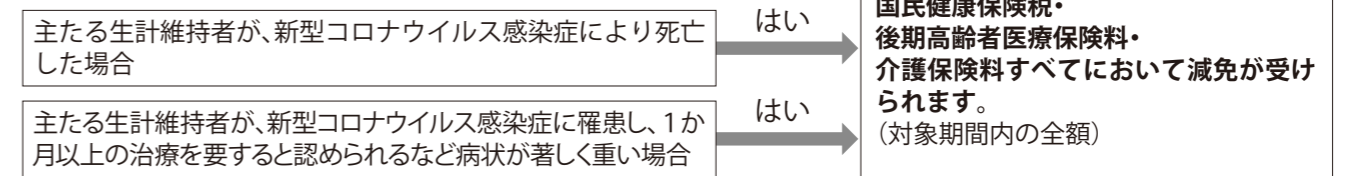
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等について、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の一部、または全部が減額される制度があります。

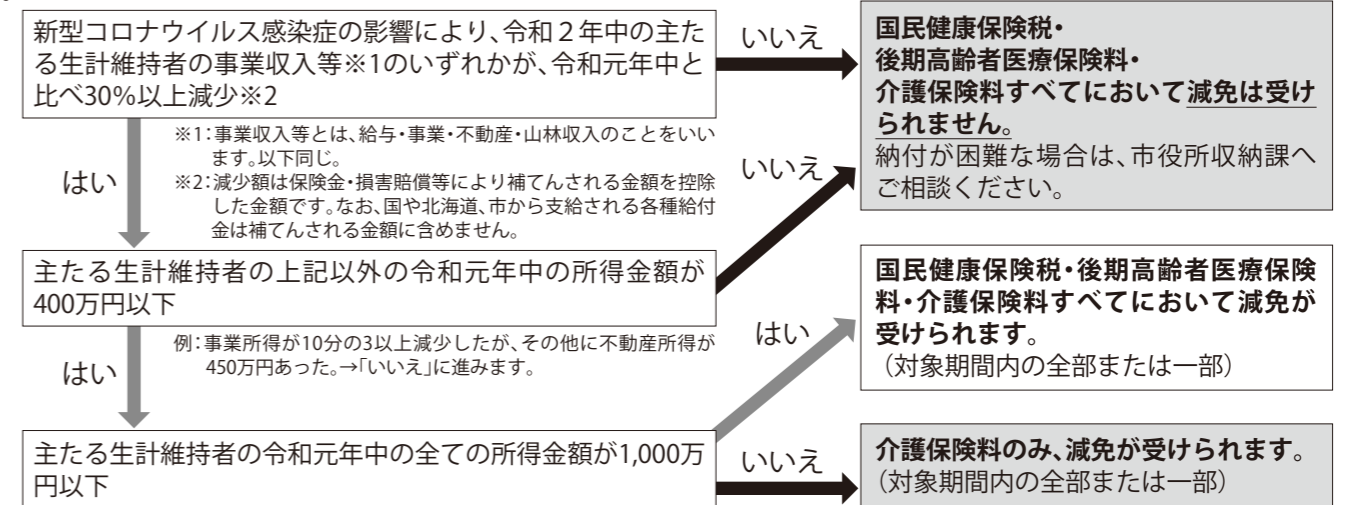
①対象となる方

- 次のいずれかの保険の納税(付)義務者のうち、以下のフローチャートで減免の対象となった方。
- 国民健康保険税…74歳以下で、会社等の健康保険に加入していない方。(通常世帯主が納税義務者です。)
 - 後期高齢者医療保険料…75歳以上、または65歳以上で一定の障がいのある方。
 - 介護保険料…65歳以上の方。(40歳～64歳までの方は健康保険に介護保険分が含まれています。)

(1) 死亡又は重篤な傷病を負った世帯の減免



(2) 収入の減少による減免



②減免の対象となる保険税(料)

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険税(料)

③減免額

- (1)の減免の対象となる方…対象保険税(料)の全額。
 (2)の減免の対象となる方…対象保険税(料)の一部(または全額)。※次ページの算出方法をご確認ください。

④必要書類

- (1)の対象者…減免申請書、診断書等、印鑑
 (2)の対象者…減免申請書、月別収入等申告書、令和元年中及び令和2年中の収入金額がわかる書類(給与明細、売り上げの帳簿等)、印鑑
 ※申請書、月別収入申告書は市役所に備え付けてあります。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

⑤申請の受付期限

令和3年3月31日(木)まで

⑥申請場所及びお問い合わせ先

- 国民健康保険税に関すること 税務課所得課係[内線132～134]
- 後期高齢者医療保険料に関すること 国保医療課医療給付係[内線122～125]
- 介護保険料に関すること 保健福祉課高齢者・介護保険係[内線156～159]

※令和2年中の収入の見通しが、申請時点で判断できない場合(例年、収入の多くが年の後半に集中する場合等)は、申請時期をご相談させていただく場合がありますのでご了承ください。申請時期が変わることによる減免額への影響はありません。